

## 【農振除外の手続きのための手順書】

農用地区域は、農業上の利用を確保するために定められた区域であることから、その区域内にある農地(いわゆる青地農地)の農業以外の目的(住宅、駐車場、資材置場、商業施設等)への転用は、農業振興地域の整備に関する法律(以下、農振法)により厳しく制限されています。

やむを得ず農業以外の目的へ転用する必要がある場合は、農振法によって定められた要件をすべて満たす場合に限り、その土地を農用地区域から除外(いわゆる農振除外)することができます。

⚠ 農振除外の手続きは、書類提出後、完了するまでに約6ヶ月かかります。

⚠ 除外手続き後に事業計画どおりに農地の転用を行わなかった場合、利用の必要性が低いと判断し、農用地区域へ編入することがあります。

0	検討	利用可能な非農地または白地農地がないか検討し、青地農地なら農振除外の要件をすべて満たす見込みがあるか確認してください。 📄 参考書類:農用地区域(青地)からの除外要件
1	見込み確認	利用計画の内容や農地の場所を確認し、農振除外ができる見込みがあるか否か、見込み確認を市農業振興課に依頼してください。 ✍ 提出物 ①農振除外見込み確認依頼書 ②土地利用計画図(任意様式) ⚠ 県にも照会するため、回答に1週間程度かかります。
2	書類準備 ・ 事前書類確認	受付期間の前月までに、用意した書類の事前確認を受けてください(メール可。押印前のもの)。 市農業振興課で内容を確認のうえ不備の有無について連絡します。 📄 参考書類 申出に必要な書類一覧 ✍ 提出物 申出に必要な書類一覧で指示のある書類一式(1部)
3	書類提出	受付期間中に市農業振興課へ申出書類を提出してください。 ✍ 提出物 申出に必要な書類一覧で指示のある書類一式 原本1部+複製4部(カラーはカラーコピーが必要) 📅 受付期間(期間厳守) ◆1回目:5月1日~5月15日(午前8時30分~午後5時15分) ◆2回目:9月1日~9月10日(午前8時30分~午後5時15分) ◆3回目:1月1日~1月15日(午前8時30分~午後5時15分) ※いずれも閉庁日を除く。最終日が閉庁日の場合はその次の開庁日まで
4	市審査	📅 おおむね3か月後
5	関係機関協議	➡ ☎ 県事前協議の異議なし回答後、市農業振興課から電話連絡 農業委員会での農地転用等の手続きをしてください。
6	県事前協議	
7	11条公告	📅 おおむね6か月後
8	県本協議	➡ ☎ 12条公告開始後、市農業振興課から電話連絡 12条公告をもって、農振除外の手続き完了となります。
9	12条公告	

<問い合わせ・書類提出先>

山口市農業振興課 農業企画担当 電話 083-934-2815 FAX 083-934-2651  
E-mail [n-shinkou@city.yamaguchi.lg.jp](mailto:n-shinkou@city.yamaguchi.lg.jp)